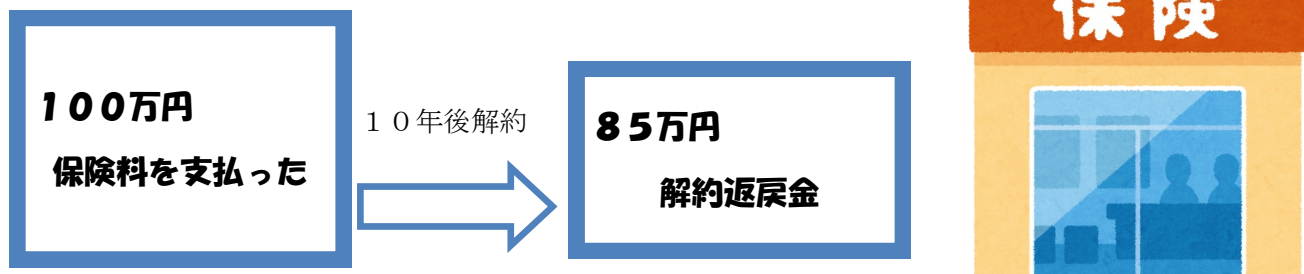


法人に対する全損型の保険見直しへ

以前から問題視はされていたものの、保険業界の踏ん張りにより何とか販売を維持していた経営者保険が、4月より一斉に販売停止となることが決まりました。中小企業の経営者を対象にしたこの保険は、支払った保険料全額を損金とすることが出来ることに加え、解約返戻金により支払った保険料の大部分が戻ってくることから、節税の意味合いがどうしても強くなってしまい、本来の目的である「死亡時の保障」から大きく外れ問題視されていました。金融庁関係者からは「脱税を助長する商品」とまで言われており、金融庁及び国税当局の意向に沿った形となります。

《全損型保険の例》



解約返戻率85%の例ですが、100万円を保険料として支払うことによって全て経費（損金）として認められるため、その分当期の法人税等が安くなります。ただし、解約返戻金は収入として課税対象となるため解約のタイミングには注意が必要です。

QRコードを利用したコンビニ納付手続きの開始について

平成31年1月4日以降、納付において必要な情報をQRコード化することによって、納付書が無くてもコンビニで納付することが可能になりました。始まって間もない手続きという事もあり、平成31年4月1日現在ではローソン、ファミリーマート、ミニストップでしか対応していないそうです。詳しくは国税庁ホームページをチェックしてみてください。

- ① 自宅等で作成・出力した「QRコード」(PDFファイル)をコンビニ店舗に持参
- ② いわゆるキオスク端末(「Loppi」や「Famiポート」)に読み取らせることによりバーコード(納付書)が出力
- ③ バーコード(納付書)によりレジで納付受託者に納付を委託する方法です。

